

第5章 事後調査計画

第1節 調査項目

本事業の実施に伴う環境への影響について予測及び評価を行った結果、いずれの項目においても環境配慮事項を適切に実施することで、環境への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減していると評価したものの、騒音、振動、悪臭及び景観については計画施設の主要な影響要因であるため、事後調査を行うものとした。なお、事後調査結果は「福島県環境影響評価条例」に基づき福島県知事等に報告する。

1-1 騒音

施設の稼働に伴う騒音に係る環境への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減していると評価しているが、計画施設の主要な影響要因であるとともに、定量的に検証することが可能であるため、事後調査を行うものとした。

1. 調査項目及び調査手法

(1) 環境騒音

① 調査項目

環境騒音

② 調査手法

現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理

③ 調査地点

3 地点

④ 調査期間

年 1 回（供用開始年）

2. 調査結果に対する対応方針

計画施設による環境への影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて、環境への影響を低減するための対策について検討を行う。

1－2 振動

施設の稼働に伴う振動に係る環境への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減していると評価しているが、計画施設の主要な影響要因であるとともに、定量的に検証することが可能であるため、事後調査を行うものとした。

1. 調査項目及び調査手法

(1) 環境振動

① 調査項目

環境振動

② 調査手法

現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理

③ 調査地点

3 地点

④ 調査期間

年 1 回（供用開始年）

2. 調査結果に対する対応方針

計画施設による環境への影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて、環境への影響を低減するための対策について検討を行う。

1－3 悪臭

施設の稼働に伴う悪臭に係る環境への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減していると評価しているが、計画施設の主要な影響要因であるとともに、定量的に検証することが可能であるため、事後調査を行うものとした。

1. 調査項目及び調査手法

(1) 悪臭

① 調査項目

特定悪臭物質濃度、臭気指数、臭気強度

② 調査手法

現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理

③ 調査地点

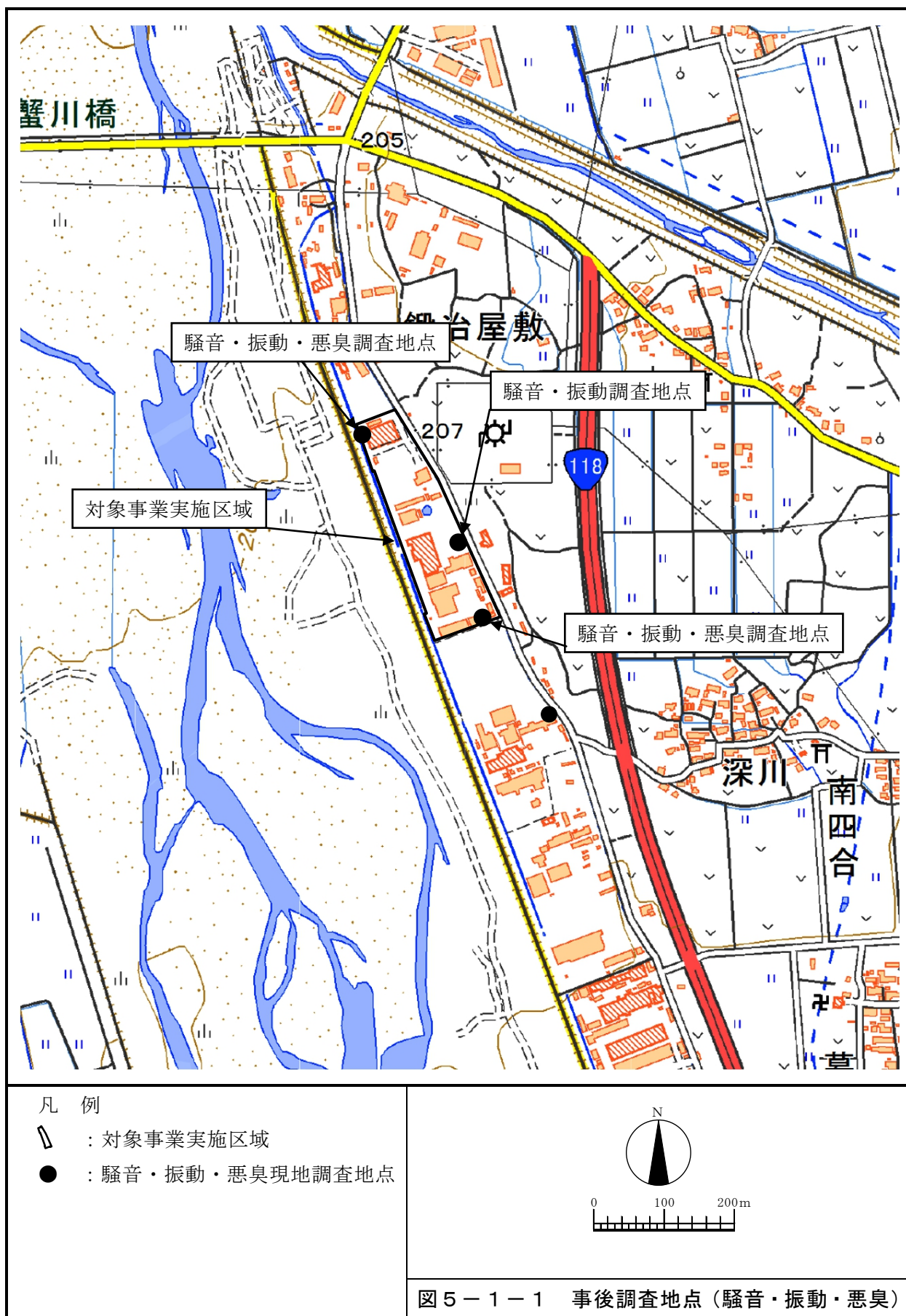
敷地境界風上側、風下側

④ 調査期間

年 1 回（供用開始年）

2. 調査結果に対する対応方針

計画施設による環境への影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて、環境への影響を低減するための対策について検討を行う。



1－4 景観

施設の存在に伴う景観に係る環境への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減していると評価しているが、実施設計前であることから予測の不確実性が認められるため、事後調査を行うものとした。

1. 調査項目及び調査手法

(1) 景観

① 調査項目

主要な眺望景観の状況

② 調査手法

現地調査（写真撮影）による情報の収集並びに当該情報の整理

③ 調査地点

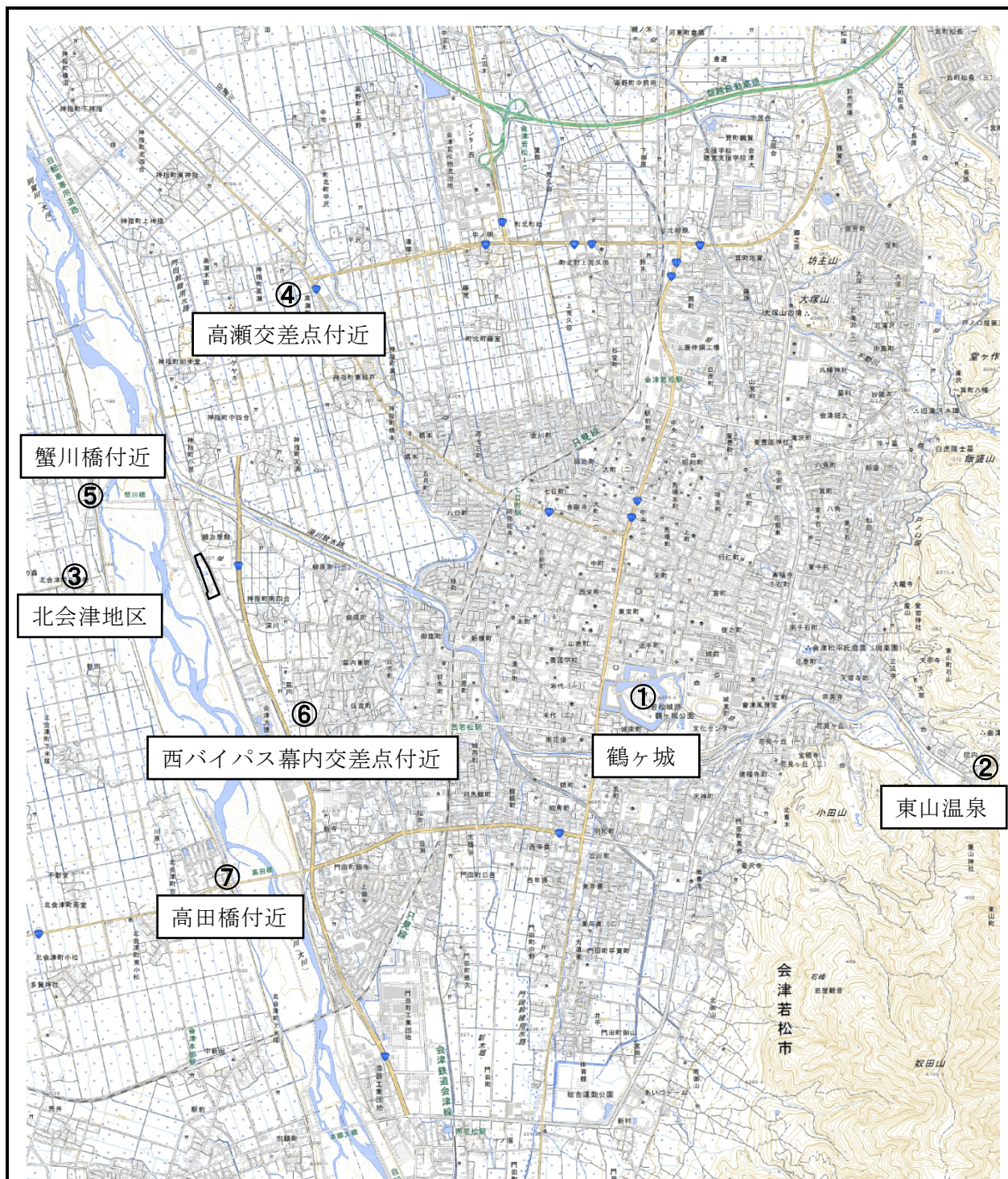
7 地点（予測を行った②鶴ヶ城、⑤東山温泉、⑥北会津地区、⑦高瀬交差点付近、⑧蟹川橋付近、⑨西バイパス幕内交差点付近、⑩高田橋付近）

④ 調査期間

年 2 回（供用開始年の夏季及び冬季）

2. 調査結果に対する対応方針

計画施設による環境への影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて、環境への影響を低減するための対策について検討を行う。



凡 例

↖ : 対象事業実施区域

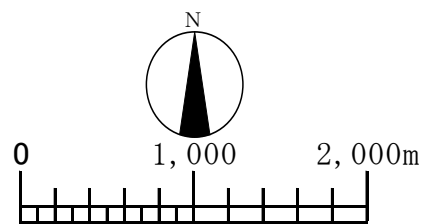


図 5 - 1 - 2 事後調査地点（景観）